

農産物検査に関する基本要領（抜粋）

農産物検査制度の適確かつ円滑な実施に当たっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）、農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）及び関係告示に基づくほか、以下に定めるところによる。

I 農産物検査規格の規定

法第11条の規定に基づき農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止する（第1において「設定等」という。）場合の手続については、以下に定めるところによる。

第1 農産物検査規格の設定（省略）

第2 国内産農産物の銘柄設定等

法第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程に定める銘柄の設定等（国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止並びに必須銘柄と選択銘柄の区分の変更をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、次に定めるところによる。

1 銘柄の区分等

(1) 銘柄の区分は、生産・流通等の実態を踏まえ、国内産農産物の種類（農産物規格規程に定める国内産農産物の種類をいう。）ごとに、産地銘柄、品種銘柄及び産地品種銘柄とし、それぞれ次に掲げる内容とする。

産地銘柄	適用農産物・・・小豆、いんげん 一定の産地（原則として、都道府県の区域を単位。以下同じ。）で生産された農産物が、品種又は品種群にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該産地を特定する必要があるもの
品種銘柄	生産された一定の品種又は品種群の農産物が、産地にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該品種又は品種群を特定する必要があるもの
産地品種銘柄	適用農産物・・・米穀（精米を除く。）、麦（強力小麦を除く。）、大豆、そば 一定の産地で生産された一定の品種又は品種群の農産物が、他の産地で生産された同一品種若しくは品種群又は同一産地で生産された他の品種若しくは品種群との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種又は品種群を特定する必要があるもの（品種群について銘柄を設定しているものは、別表のとおり。）

(2) 産地品種銘柄については、当該産地における生産・流通等の実態を踏まえ、都道府県ごとに、更に次の表の左欄に掲げるものに区分することとし、それぞれ同表の、右欄に掲げる内容とする。

必須銘柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績がある産地品種銘柄であり、当該都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第2項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が検査義務を負う銘柄。
選択銘柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、当該産地に所在する都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第2項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が法第21条に規定する業務規程に記載することにより検査義務を負う銘柄。

(3) 産地品種銘柄は、単一品種による銘柄設定が基本であるが、品種間の品質の評価に差がなく取引上で同一銘柄とすることについて、取引関係者の合意が形成されるものは、複数の品種を同一産地品種銘柄として取り扱う（以下「品種群」という。）ことができる。

ア 品種群は、本要領別表に定める。

イ 産地品種銘柄に新たな品種群を設定し、又は品種群に新たな品種を追加しようとする場合は、4の規定にかかわらず政策統括官と協議する。

2 銘柄設定の要件

次に掲げる要件のすべてを満たした場合には、銘柄として新たに設定することができる。

- (1) 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- (2) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- (3) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- (4) 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- (5) 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- (6) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

3 銘柄廃止の要件

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができる。

- (1) 2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなること。
- (2) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
- (3) 前年産及び前々年産の検査実績がないこと。

4 銘柄の設定等の手続

銘柄の設定等に当たっては、政策統括官及び地方農政局長は、農産物検査が円滑に実施されるよう、(1)から(6)までの手続を的確に実施しなければならない。

- (1) 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請書類、申請先及び申請期間に関する事項を公表するものとする。

この時、地方農政局長が必要と認めた銘柄の設定等について意見を募集する事ができる。

(2) 銘柄の設定等を申請する者は、(1)により申請期限までに地方農政局長に申請を行うものとする。

(3) 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請を受理したときは、直ちに、政策統括官に報告するものとする。

(4) 政策統括官は、地方農政局長からの報告を受けて、当該地方農政局長に対し、法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取（以下「意見聴取」という。）をさせるものとする。

なお、農産物検査が円滑に実施されるよう、政策統括官は、地方農政局長が申請期間内に受理した申請については、12月末までに、意見聴取を行わせるものとする。

(5) 地方農政局長は、(4)の意見聴取の結果について、当該意見聴取をした日から10日以内に、銘柄の設定等申請書及び議事録を添えて政策統括官に報告する。

なお、この報告期日は12月末までとする。

(6) 政策統括官から通知は、(5)の報告により銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が定める農産物規格規程の改正のための事務手続を行う。

なお、当該事務手続は、原則として毎年3月末までに行うものとする。

第3 検査標準品等の決定（以下、省略）